

第1章 医療法

7 - (4) 巡回診療・巡回健診に係る変更届

1 事 案	巡回診療並びに巡回健診を行うために実施した開設許可申請、開設届、巡回診療・健診届の実施計画の内容が変更となった場合、あらかじめ本届を提出すれば、再手続きは不要とする。
2 根拠法令	通知（H7.11.29健政発927、S37.6.20医発554号）
3 提出宛名	知事（提出先は開設許可申請・開設届・巡回健診届の提出先と同じ）
4 提出部数	2部
5 添付書類	変更内容に応じて必要書類を添付する
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達
7 手数料	なし
8 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 変更の内容が把握できるか。</p> <p>* 本届出に際し、既に発行している開設許可指令又は開設届出済証の変更は行わない。</p>
9 備考	

(様式7(4))

巡回診療・巡回健診に係る変更届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

届 出 者 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり内容を一部変更しますので届け出ます。

記

1 名 称	
2 開 設 場 所	医療機関所在地()・別添のとおり
3 管理者氏名	
4 変更する内容	
変更前	
変更後	